

瀬戸市河川管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第33号

瀬戸市河川管理条例の一部を改正する条例

瀬戸市河川管理条例（平成12年瀬戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2 土地占用料（第5条関係）				別表第2 土地占用料（第5条関係）			
占用の種類		単位	占用料 (単位円)	占用の種類		単位	占用料 (単位円)
<省略>		<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>1, 100</u>	柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>830</u>
	第2種電柱		<u>1, 600</u>		第2種電柱		<u>1, 300</u>
	第3種電柱		<u>2, 200</u>		第3種電柱		<u>1, 700</u>
	第1種電話柱		<u>940</u>				
	第2種電話柱		<u>1, 500</u>				
	第3種電話柱		<u>2, 100</u>				
	その他の柱類		<u>94</u>		その他の柱類		<u>74</u>
	<省略>		<省略>		<省略>		<省略>
<省略>		<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
備考				備考			
1 <省略>				1 <省略>			
2 <u>第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)</u> のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するもの							

を、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条  
又は5条の電線を支持するものを、第3種  
電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線  
を支持するものをいうものとする。

3 <省略>

4 <省略>

5 <省略>

2 <省略>

3 <省略>

4 <省略>

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。